

令和3年度 第1回白井市環境審議会 議事録

1. 開催日時 令和3年6月28日（月）午後3時00分から
2. 開催場所 白井市役所東庁舎1階 会議室101
3. 出席者 倉阪委員、中村委員、上口委員、尾籠委員、藤田委員、吉武委員、宇賀委員、岡村委員、稻田委員、五十嵐委員、北澤委員、鈴木委員
4. 欠席者 長谷川委員、村上委員、山田委員
5. 事務局 白井市 岡田市民環境経済部長、鈴木環境課長、吉川副主幹、長谷川主査、寺本主事補
株式会社建設技術研究所 斎藤、岸本
6. 傍聴者 6名
7. 議題 議題1 白井市第3次環境基本計画の骨子案について
8. 開会

・市長あいさつ

笠井市長 本日は公私共に御多忙のところ当審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、このたび環境審議会委員をお引き受けいただきまして重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本市の環境保全に関する基本理念は、市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来に向かって維持されなければならないというものでございます。この基本理念の推進のため、本市では白井市環境基本条例を制定し、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的としまして取り組んでいるところでございます。国におきましては、地球温暖化を食い止めるため、二酸化炭素、CO₂など温室効果ガスの排出を2050年度までに実質ゼロにすることを決めております。具体的な施策についてはまだ決まっていないと伺っているところであります。

このような中、市の環境保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示す白井市第2次環境基本計画と、市の事務及び事業の中で地球温暖化対策を推進することを目的としております白井市第4次地球温暖化対策実行計画も、令和3年で終了する予定であります。そのため、引き続き市の環境施策の実現に向けて取り組むため、次期計画として白井市第3次環境基本計画と白井市第5次地球温暖化対策実行計画、これは事務事業編になりますが、これを策定いたします。

策定にあたりましては、令和2年2月に実施した市民アンケート結果や令和3年4月に市内の6地区で開催したワークショップ等の結果を踏まえた骨子案について、委員の皆様の幅広い視野と高い見識からの御意見等を伺って決めたいと思っております。皆さんいろいろな今までの経験や知識というものを、この計画に反映をお願いしたいと思っております。

むすびにあたりまして、委員の皆様には大変お忙しいとは存じますが、今後とも白井市民が健全で良好な環境の恵みを受けられるよう、引き続きお力添えを賜りま

すようお願い申し上げまして、私のあいさつといたします。どうかよろしくお願ひいたします。

9. 議 事

- ・会長に倉阪委員が選出された。

- ・倉阪会長あいさつ

倉阪会長 倉阪でございます。先ほども申し上げましたように持続可能性について全般研究対象として進めているところでございまして、白井市の持続可能性について少しだけとも貢献させていただければと思いますので、皆さんご協力をお願ひいたします。

特に、この次に控えております環境基本計画、温暖化の行動計画については、2050年にカーボンニュートラルというような高い目標が掲げられている中で作るものでございますので、これまでと同じことをやっていたらなかなか達成ができないという課題だと認識しております。その点どのように工夫していくのかということが問われております。こちらについても知恵を出し合って進めていければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

- ・村上委員が倉阪会長により副会長に指名された。

- ・資料の確認

- ・議長の指定

- ・非公開議案の審査等

- ・傍聴人の入場

○議題1 白井市第3次環境基本計画の骨子案について

事務局 環境課環境保全係の長谷川です。本日は、来月予定している、市政運営の基本的な方針及び重要な施策について審議する「白井市行政経営戦略会議」にて、現在策定しています、次期「白井市第3次環境基本計画」の方向性を付議するため、本審議会を開催させていただき、委員の皆様に新計画の骨子案について、御確認していただくことを目的としています。

それでは、議題1について、恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。初めに、本審議会は今年度の第1回目であり、昨年度から半数の委員が変わっておりますので、簡単に今までの計画策定の流れについて、御説明いたします。

資料1を御覧ください。

これまで、平成31年度と令和2年度に、図1のとおり、市の現状を整理し、市民からの意見を集約した上で、現状の結果から、市が抱える課題を抽出しました。本日は、先月、庁内の各課担当者で構成されている「白井市第3次環境基本計画検討委員会」、各課長等級で構成されている「白井市第3次環境基本計画策定委員会」を経て、審議会委員の皆様に、環境の将来像、現段階の施策体系及び骨子案を御確認していただくために、本審議会を開催いたしました。

これまでの意見集約につきましては、資料5を御覧ください。

今回、新計画の骨子案を作成するにあたり、令和2年2月に市民・事業者・市内の小学生4年生・中学生2年生に対して、アンケート調査を実施し、主な意見を1ページ目に整理しました。また、平成31年度に2回、令和2年度に2回、市内環境団体へのヒアリングを実施し、主な意見を2ページ目に整理しました。このアンケート調査結果、ヒアリングの結果は内容ごとに整理し、新計画の5つある基本目標にそれぞれ反映させております。

次に、資料6を御覧ください。骨子案を作成するにあたり、アンケート調査、市内環境団体へのヒアリングのほか、令和3年4月に、市内6地区で地区意見交換会を実施しました。3日間、市内の各センターで開催し、延べ60名もの参加があり、活発な意見交換が行われました。

意見等は3ページに分野ごとに整理しており、「エネルギー」、「防災関係」の意見は気候変動の分野に、「自然」、「農業」、「みどり」関係の意見は自然共生の分野に、「ボランティアに参加」、「生ごみの減量に取り組む」、「市の農作物を購入する」等の行動に関する意見は環境保全行動の検討の参考としています。

戻りまして、資料1を御覧ください。現在、これらの意見等を基に新計画を策定しており、今後の策定スケジュールにつきましては、9月下旬から10月上旬に予定しています、次回の審議会にて、新計画の素案について検討し、11月に予定しています今年度3回目の審議会では、素案についての2回目の検討をし、その後、12月にパブリックコメントを実施し、1月の審議会にて、答申予定となっております。

次に、資料2を使用して、白井市第3次環境基本計画の骨子案について御説明いたしますので、資料2を1枚めくっていただき、目次をご覧ください。新計画の骨子案として、第1章に「計画の基本的な考え方」、第2章に「白井市の概況」、第3章に「白井市の環境の将来像」と整理しており、第4章、「将来像を実現するための取組」から第7章、「付属資料」については、次回予定しています審議会にて、新計画の素案の議題の際に、事務局より提示させていただきます。

続いて、1ページ、2ページ目を御覧ください。ここでは、第1章、計画の基本的な考え方として、新計画策定の背景を、市の現状、世界の現状、国・千葉県の現状を記載し、説明しています。

続いて、3ページ、4ページ目をご覧ください。ここでは、現行計画の白井市第2次環境基本計画を振り返り、現行計画で掲げた5つの望ましい環境像の主な取組と評価を整理しています。また、新計画の目的として、これまでの環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、本市における環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応計画」を包含した、「白井市第3次環境基本計画」を策定します。

続いて、5ページ・6ページ目では、計画の位置付け、対象範囲、計画期間を整理しています。なお、現行計画と同様、環境や社会状況の変化に応じて、次期白井

市総合計画の策定時期を目安に、計画期間の途中で必要な見直しを実施します。

続いて、7ページから12ページにかけて、第2章では、白井市の概況について、白井市の位置・地勢、地形・地質、土地利用、気象、人口、産業、交通の分野を整理しています。

続いて、13ページを御覧ください。第3章、「白井市の環境の将来像」を記載しています。

1. 基本理念について、前計画では、白井市環境基本条例を踏まえて、環境の保全に取り組むための基本理念を定めていますので、本計画においても、この基本理念は市の環境政策の基本的な指針を示す普遍的なものであることから、前計画の基本理念を踏襲して、新計画を推進していきます。

続いて、14ページを御覧ください。

2. 環境の将来像について、今回策定している白井市第3次環境基本計画では、新たに、市民・市民団体・事業者・行政の連携・協働により、計画を推進していくことで、白井市の良好な環境を未来につなぎ、人々が住み続けられる持続可能なまちとなることを目指すため、基本理念を踏まえた「環境の将来像」を設定します。本日、事務局からの案として、「良好な環境を未来につなぐ持続可能なまち」を提示させていただきました。

この「環境の将来像」を新たに設定する狙いは、令和2年2月に実施したアンケート調査結果において、環境基本計画の認知度が低い結果でしたが、市民・事業者・子どもからの意見として、緑への満足度が高い傾向にあったことから、緑への満足度の高さ等の白井市の特徴を捉えた「環境の将来像」を設定することで、計画の認知度を高める狙いがあります。

この事務局案は、府内の委員会の中でまとめたものであり、市民向けのアンケート調査結果や地区意見交換会で多く出ていた、「未来・次世代へつなぐ、残していく」というフレーズや、計画の基本理念や白井市環境基本条例にもある、「良好な環境」というフレーズを採用しました。また、環境基本計画との関連の深いSDGsでは、「持続可能」がキーワードとなっていることから、「持続可能」というフレーズを採用しました。

この環境の将来像については、府内委員会を経て事務局から提示させていただいておりますが、この後、委員の皆様からも御意見等をお聞きし、本審議会で決定できればと考えております。

続いて、15ページの「新計画の基本目標」と16ページの「施策展開の体系」については、資料3を御覧ください。この表は、新計画の施策展開の体系（案）です。一番左には、先程御説明させていただきました、「環境の将来像」を置いています。

「基本目標」について、上から、基本目標1「自然環境 豊かな自然と人が共生するまち」、基本目標2「地球環境 地球温暖化対策に、気候変動に備えるまち」、基本目標3「生活環境 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち」、基本

目標4「廃棄物 ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち」、基本目標5「環境保全 環境にやさしいライフスタイルを広げるまち」としています。

この「基本目標」では、SDGs（持続可能な開発目標）で定められている、17のゴールの内、関連性の高いゴールを各基本目標に表示しており、SDGsと関連付けて整理しています。

基本目標2の地球環境の分野では、新たに、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と「気候変動適応計画」を包含して策定し、個別計画の「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と併せて、温暖化対策に取り組んでいきます。

なお、「施策の方向」に続く、それぞれの「施策」については、今後、府内の各担当部署と事務局で調整を行い、素案策定に向けて、実現性のある「施策」を検討して参ります。

次に、資料4を御覧ください。こちらでは、現行計画の白井市第2次環境基本計画と新計画での、施策体系の変更点を表しています。御覧のとおり、新計画では、「環境の将来像」を基本理念の下に新規で設定し、現行計画では「望ましい環境像」としていたところを「基本目標」とし、現行計画では「環境目標」としていたところを、「施策の方向」として整理しています。

新計画では、現行計画を踏襲し、施策の方向を整理していますが、大きな変更点としては、新計画の策定と併せて、新たに、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と「気候変動適応計画」を策定することから、基本目標2の施策の方向で、4つの項目を新規で設定しています。また、他にも、「環境に配慮したごみ処理の推進」、「環境ビジネスの推進」を新たに設定しており、現行計画にある「放射線を正しく知ろう」については、目標を達成したことから、新計画では記載しておりません。

最後に、資料2に戻りまして、16ページ以降の第4章から第7章については、素案の段階で提示いたしますので、次回の第2回目の審議会で提示いたします。

会長 議題1について、どなたからでも構いません、御質問、御意見等ございますか。

委員 第3次環境基本計画の中の8ページ、土地利用ということで「宅地面積が大きく増加しています」と書いてあります。よく見ますと、雑種地がかなり増えています。雑種地というのはそもそも何なのか、山林とか原野とどう違うのか。雑種地がどうして増えているのか。その点をお伺いしたいのです。

事務局 雜種地とは、例えば資材置き場とかそういうところで、今たぶん農地転用とかでも宅地ではなく資材置き場に替わっているところがあります。基本的にはメインは資材置き場等になると思います。だから、基本的には何も建物がない状態で、要は宅地でもなく、農地でもなく山林でもない。そういうふうに思っていただければと思います。

委員 これが毎年増えているのはどういう要因が考えられますか。

事務局 先ほどお答えしたとおり、やはり農地転用とか、例えば山林の場合ですと特に山林なので農地転用が必要ないのですが、山林を切り開いて資材置き場にした場合も

地目は山林ではなくて課税では雑種地に変わることになるので、そういうものが増えてきているのが現状かと思います。

会長 ちなみに道路は雑種地ですか、その他ですか。

事務局 道路は道路となっています。

会長 土地利用の中に「道路」はありましたか。このグラフでは何に当たりますか。

委員 「その他」でしょうね。

会長 駐車場とか資材置き場は雑種地で、道路は「その他」ですか。

委員 白井市が町から市に変わって、ますます右肩上がりで発展してきました。そういう時期は、先ほど話しましたように山林から賃貸に出して駐車場にするとか資材置き場にするという収益を生むような形になってくると、この雑種地が増えてくる。今後もおそらくこの傾向は変わらないと思います。今まで山林だったものを非常に場所がいいので例えば駐車場に替えたい、法人とか個人が。ただ、現実に市の職員が駐車場としてあそこを借りていますね。あそこはまさに雑種地なんです。それ以前は山林だったのか何か、わかりませんけども。そのようにこの雑種地が増えていく傾向は今後も変わらないのではないかと思います。

会長 では、「その他」の一番広いのが「道路」ですね。

事務局 道路だと思います。

事務局 道路は「その他」です。先ほど委員がおっしゃったとおり、資材置き場だけではなく駐車場とかも雑種地に含まれます。建物が建てられないところで土地利用するとなると、地権者さんは何かでお金を儲けなければいけないので貸駐車場にするか、工事現場の資材置き場に転用して貸す。そういうことで建物が建てられない区域、調整区域とかは特に建物の規制がありますので、地権者さんとしては収益を上げるために、建物を建てるとなれば違反建築になってしまいますので、そういう違反をしないでやるとなると資材置き場とか駐車場に替わっていくのかなと、それが今増えてきてしまっているということです。

会長 こうした雑種地の上にはソーラーパネルを置ける可能性はある。

委員 今のこの8ページを見ていて、棒グラフと円グラフで項目を同じように合わせているので色を統一しておかないと、見たときに違うことを書いているのかなと。今後はその辺を十分に配慮してください。

事務局 委員から御指摘がありましたとおり、整理して統一を図りたいと思います。

委員 初歩的な内容を事務局に伺いたいのですが、白井市は第1次、第2次、第3次産業の中で、重きを置くのは農業なのか、林業、商業なのか、工業なのか、それが見にくい。それを教えてほしい。

事務局 第3次産業で見ると工業団地もありますので、卸売業とか小売業がありますが、白井市では何がメインなのかと言われてしまうと、今はなかなか農業とは言いづらい状況になってしまっている。今は農業委員会の会長代理もいますが、農地を引き継いでやってくれる、就農する若者が少なくなってしまっている。白井市は何がと言われると、ただ市長のあいさつでは基幹産業は農業だと言われていますので、そ

れを否定してしまうとおかしくなってしまいます。白井市は梨でここまで、梨だけではないですが、白井市は梨ということで知名度が上がってきていますので、これについては引き続き梨畑ができるだけ減らさないように守っていかなければならぬと考えています。それには環境だけではなくて、産業振興部門、都市計画部門も含めていろいろなところと力を合わせないと、ただ農業をやれ、収入があまり上がらないのにやれと言っても、なかなか後継者は引き継いでくれないですよね。ですから、白井市の縁があるというのが魅力だと先ほどの説明でも言いましたけれど、それらを残していく、後世に伝えていくというのも我々の役目だと思っています。委員が言われたとおり、何がと言ってしまうとなかなか難しいですが、工業団地もありますので卸とか小売業も含めて白井市の産業だと見るという状況です。

委 員

●●です。私が小学校とか高校とかで説明するときに、白井市というのは千葉県で一番のものが2つあります。1つは梨の収穫量、もう1つは内陸の工業団地の中で一番大きいのが白井市工業団地で225の会社があって、7千人の方が勤めていますと申し上げて、白井市の工業団地はすごいんですよということを皆さんにお伝えしています。千葉県において、先ほどの卸業とか小売業というよりも工業団地ですから製造業の就業者の割合が、私の認識では他の市と比べて多いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

説明を補足しますと、今おっしゃっていただいたとおりでして、就業者数とか事業所数という形でデータをお示ししていますが、就業者数から見ても第2次産業、第3次産業が主要な産業になっている。その中でも特に第2次産業でいきますと、下のグラフの事業所数で見ると製造業が中心になっているところが見てとれると思います。あとは建設業です。第3次産業でいきますと、先ほど説明がありました卸売業、小売業が中心になっているということが、この就業者数と事業所数から見たところからは言えると考えます。

委 員

関連質問です。今これは就業者数と書いてありますが、これは売上ベースとか利益ベースでは全く違うグラフになることが考えられます。どちらを取るかによってニュアンスがだいぶ違ってくると感じますが、いかがでしょうか。

事務局

売上ベースでいけば、このグラフの内容はだいぶ変わってしまうと考えています。

会 長

いろいろな切り口がありますが、この環境という言葉から考えるとエネルギー消費量の内訳みたいなものもあると、おそらく9割ぐらいが工業団地ではないかと思います。土地利用でどうか、就業者数でどうか、エネルギー消費量でどうか。そういう形のものを概況として入れておく。特に環境との関係ではエネルギーは入れておいたほうがいいと思います。それから、どのぐらい経済に寄与しているのか。環境と経済と一緒に考えなければいけないので、経済への寄与についても入れられれば入れるという形で、概況でちょっと抜けているものがあるのかなと思いました。他にいかがでしょうか。

委 員

くどいようですが、何でこんな質問をしたかというと、実は私は野田市から来ているのですが、野田市が太陽光パネルを作るために山林を伐採してまで作っている

のですよ。これはいかがなものかなと、私もだいぶ提言してきました。歯止めは掛けています。規制で何平米までの場合は届け出が必要だ、市長の許可が必要だとか、そういう歯止めを掛けていかないと、せっかくの大事なみどりがどんどん削られてしまう。ですから、会長がおっしゃったようにCO₂の排出量の問題とリンクさせていただいたら、非常に危険かなと私自身は思っています。

会長　　山林を切るような太陽光はやめたほうがいいと私も思っています。さっき言ったような雑種地とかいろいろ置けるところはあるので、そういう環境にそう大きな問題がないところに置いていく。宅地の上とか雑種地の上とか、まだまだ置けるところはたくさんある。将来になつたら道路でも発電するかもしれませんけども。

今回、環境の将来像、施策の体系ということで資料3に書き出しているところについてもご意見をいただきたいと思います。

委員　　今の質問でもそうでしたが、私もどういう切り口で質問すればいいのか、発言すればいいのかと図りかねていたのです。今の10ページの質問について、あとからおっしゃっていましたが、何が主たるものですかということを就業者数だけで考察することはできないし、お金の面もあるし、先ほど出たエネルギーももちろんそうだと思う。そういうことを質問するのかどうか、よくわからなくて。会長がおっしゃったように、例えば文言で質問すればいいのかな。

この資料3の基本目標5で「環境のひとつづくり」と書いてありますが、「環境のひと」をつくるという意味の文言だらうと推測します。でも、環境のひととは誰なのか、どういう人か全くわからない状況です。全体的に私も資料全部目を通して、審議会の自分の役割がまだ見えていないのかわからないのですが、文言自体というか全体的に具体性がないのですね。要するに文章、文言だけという感じで。我々は今日初めて來たのでいろいろなことが、先が見えないので、愚問かもしれないけど、何をしに來て何を言えばいいのかなというところで言うと、私たちは具体的な施策を提案するのではないんですね。こういうことをすればいいとか、そういう発言ではないほうがいいわけですね。どうなんですか。その辺が私も全くわからないので。

会長　　そこは具体的な施策の提案でも全く構わないと思います。

委員　　施策の提案でもいいわけですか。

会長　　今のところ市から提示されているのはこの施策の方向までであって、これについても今回初めて出されたもので、方向自体変えていただいても構わないし、こういう施策が入らなければいけないのに枠はどこにあるかという、そういう意見でも構いません。そこはさまざま自由に出せる段階だと思っています。

委員　　この資料1を見ると、私たちがやらなければいけないのはこの赤い点線でくくられている、最終段階に基本的事項、環境の将来像、基本目標というものを作成しようということで、最後に施策体系とありますが、これは具体的にあれをしろ、これをしろという具体的な行政を行う施策まで触れていいということですか。例えば生ごみを回収する、どうやっているのかわからないのですが、●●という食品残渣を集めている会社がありますけど、白井市は給食の残渣はどういう処理体系を持って

いるのか。あるいは家庭の生ごみ、燃えるゴミで出していると思いますが、そのために環境問題で言えばボイラーは相当エネルギーを食っているわけです。そうしたら生ごみを取った形でごみ回収ができれば、もっとそこはエネルギーが減らせるだろう。生ごみを取るためには市で家庭から生ごみを回収できるようなシステムはないのかとか。給食なんかは市の施設ですから、すぐにできるかもしれない。そういうことで具体案を出したほうがいいのか。話し合い以前の問題で、わからぬので申し訳ない。

会長　　具体的な施策の細かいところをこの10年の計画でどこまで書くかというレベルはありますけれども、その具体的な施策がちゃんとどこかに位置付けられていく必要があると思います。ですので、具体的な施策を出していただいて、それは基本計画レベルではここにありますという説明がなされるようなものを作ってくると思います。具体的にこういうものが必要だと思っていますという問題意識を出していただければ、それに応じた形の文章をこれから書くと思いますので、そういう文章が出てくるのではないかと思います。

委員　　今の委員の発言は非常に重要だと思います。例えば食品残渣、これをどうやって減らすか。これは環境問題だけではなくて日常の行政の仕組みの問題かと思う。例えば食品ロスをなくす教育をするとか、そういう日常の活動の中でも吸収できる問題はたくさんあると思います。それは環境審議会の中でもむべきなのか。事務局が持ち帰って市庁内でもむ問題なのか。その辺は事務局に判断していただくほうがベターかと思っています。

会長　　食品ロスについては食品ロスの削減の法律もできていますので、前の計画から新しく国の施策も動いている分野です。ですので、何か新しいものが書かれるのかなと思います。全体の基本計画を書くレベルがありますので、それに合わせて食品ロスだけ細かいところまで書けるかというと、そうはならないと思いますが、ちゃんと新しく位置付けなければいけない分野であると思います。

事務局　会長のおっしゃるとおりです。ただ、今お諮りしているのは骨子案ですので、この骨子の中に細かいところまで入れてしまうというのはなかなか難しいのかな。このあとに第2回目、第3回目で素案について委員の皆様にお諮りしますので、素案の場合だともう少し具体的な施策の話が出せるかと思っています。今言われた意見はもちろんこちらで受け止めて、次に生かしていきたいと思っています。「環境のひとつづくり」も表現を再度検討させていただきます。

委員　　今日は具体的な施策の前までの議論だという考えだったので、ここまで考えてていなかったのですけど。資料3の骨子案、基本的な目標や方向性が具体的に書かれています。その中でお聞きしたいことがあります。第2次計画だと分野が6個あります。今回は分野が5個です。昔から公害という言葉がずっとあったのですが、今の時代は公害はあまりないのではないか。どこに含まれたかなと思いますけど。それと、残っているのが対象分野で前回は「廃棄物と資源」だったでしょう。今回は「廃棄物」が残った。この中を見ると、廃棄物というよりも、ここにも説明があるので「資源循環」とか違った言葉で表現したほうが、これから環境の取組

がわかるのではないか。

骨子案の1ページ、下にある17のゴールですが、一般の方にはたぶんわかりづらいのではないかですか、普段気にしていないので。今回世界的な環境対策という中で、こういうものが2015年ぐらいから表現されてきたのですけど、このページの中でわかりやすくもう少し大きくしていただければ、日本語がもう少しわかるようにしていただくとありがたいと思います。

資料3の基本目標1「自然環境」の中でゴールの14は「海の豊かさを守ろう」とありますが、どこまでを施策の中で海の豊かさに結びつけるのかというところで提案がされたのか。目標2「地球環境」の中で、今回はいろいろな低炭素に向けた施策がいっぱい出てくると思います。白井市の中にも技術的な会社があると思いますが、その方々がこの施策の中で貢献できるかどうか私はわからないのですが、エネルギーや二酸化炭素削減でゴールの9の技術革新のところは地球環境に関わっていかないのかなと思いました。基本目標3「生活環境」で、大きな問題ですが気候変動への取組で市ができることが何かあるのかどうかを教えていただきたい。施策の方向は今回は具体的には書かれていないので、何を具体的に施策としていくのかわからないので、次回以降に出てくるかもしれないですが、「生活環境」で17のゴールに関わってくるものがあるのか、ないのか。最後の「環境保全」で4と9と17のゴールがありますが、8の働きがい、経済成長が結果的にこのゴールに向かっていくような施策になっていかないのかどうか。その辺がわからない。

施策がまだ出でていないので、私も具体的にどうかはわからない。皆さんも今回の施策の方向で具体的に述べていないのでどういうことがされるのかがまだわからない状況なので、何とも答えようがないと言われるかもしれないけれども、その辺わかる範囲で言っていただければ。

会長 まず「公害」については、今回はかなりまとめていこうということで、資料4をご覧いただくと前回のものとの違いが出ております。大気汚染、騒音・振動、悪臭、水質等々、公害関係の環境目標についてはまとめていくという方向になっています。これは一部の汚染物質、光化学オキシダントとかを除けばほぼ環境基準が達成されてきている。これが背景にあるかなと思っています。ただ、地下水とか残されているものもありますので、全くなくなっているわけではありませんし、放射性物質とか新しいものもありますので、重要なものは残っております。廃棄物についても、出てきた廃棄物をいかに処理するのかというだけではなくて、そもそもごみが出ないような経済に変えていこうという方向になっておりますので、「廃棄物」という3文字はここには、ごみという形で出ておりますが、ちょっと変わってきていると思います。「海」についてはマイクロプラスチックの排出を削減するというところで、白井市には海はありませんが水の流れはありますので、そういう観点で関わってくるのかな。私の感覚ではそういう感覚です。

低炭素については、おそらく市の中でできることは、これから2050年に向けていろいろなお金が市の中で投資されます。建物を新しく造る、工場に新しいラインを入れる、耐久消費材を買うとか、さまざまな形で放っておいてもお金が動くの

です。そのお金をいかに低炭素のほうに向けていくのか。これは全ての自治体で考えなければいけない話であって、そういう中でコンパクトに住むとか、まちとして排熱をうまく利用するとか、さまざまな形の施策が考えられます。それは市の中できることはたくさんあると思います。それをやらないと脱炭素なんてできない。そういう中で工業団地でもそれをビジネスチャンスとして捉えていく。そういう新しい投資が上乗せされるわけですから、従来よりも高くつくのでビジネスチャンスにもなるということですね。そういう方向かと思いますそれは私の解釈ですけども、事務局はいかがですか。

事務局 会長がおっしゃるとおりだと思います。

委 員 資料3の基本目標の中に、ゴールが17あるのでもう少し関わられるのではないかという意味でお話ししました。もしかしたら施策を作っていくうちに市として取り組めることのゴールが出てくるのではないかという意味で、今後それを検討しながら、どうですかね。

会 長 働き方改革で移動が少なくなれば交通の負荷も減ってくるとか、いろいろ関連はします。少なくとも、第1章では17のゴールをロゴで張り付けてあるだけなので、ここでは一般の人は見えないし、わからないので、そこはうまく改善していただければと思います。ついでに言うと、2ページの温暖化対策推進法も閣議決定されているではなくて、6月2日に公布されていますので最新情報で書いていただければと思います。

委 員 資料3を御覧いただくと、SDGsに基本的なスタンスを置いていくのだということがよくわかるのですが、今出ておりました、ここに書かれていないものもかなり付随したものが出でてくるのではないか。私が今気になっているのが、4ページの真ん中に「水質を改善しよう」と書いてある。非常にマクロな表現です。先ほど会長もおっしゃっていましたが、これは井戸水なのか、家庭から出る排水なのか、最終的にここは印旛沼、生活排水は沼にしか流れていないのですね。ですから、それがどこを指しているのかが見にくい。これも具体化していかなければいけない項目かなと思っています。特に白井市では単独浄化槽から合併浄化槽に入れ替えると補助金が出ていると思います。その達成率とか、その辺の資料を私は全部持っています。必要であればお貸しますので、おっしゃっていただければいいかなと思います。

会 長 先ほど申し上げましたように、この骨子は事前に打ち合わせて作ったわけではないので申し上げたいことはいろいろあります。まず基本目標2で施策の方向の③から⑥は新しく作っていったのですが、「低炭素」ではなくて「脱炭素」にしないといけないのではないか。低炭素というのはちょっと前の言い方であって、2050年は脱炭素と言って世界、世の中、日本政府は動いておりますので、低炭素は古いと思います。まちづくりは、建物とかコンパクトなまちづくりといったものです。交通対策の脱炭素化は、交通量を減らすとともにおそらく電動化を進めていくという話だと思います。⑥「気候変動に適応したまちづくりの推進」とありますが、適応策ということで言うとまちづくりに留まらないはずです。例えば暑さに強い梨の

品種を導入する、熱中症対策を進めるとか、それらは適応策なので、これがまちづくりだけでいいのかということが気になります。適応策は適応策でまとめて書くということになると思います。⑤「水素社会実現に向けた取組」ですが、水素社会なのかな、どうでしょうね。キャリアとして炭素は使われなくなるのですが、水素社会実現という形に止まるかどうか、確信が持てない。当然水素をキャリアにすると燃やしたあとに水しか出ないので、そこはいいのですけれども、最近水素だけではなくて、キャリアとしてはアンモニアとか別のもの、水素は既存のインフラで供給するのが難しいのでメタン化して、ガス化して供給したほうがいいとか、いろいろなことを言う人がいます。そこは最終的に実現する社会が水素社会かどうかというのがちょっとわからない。再生可能エネルギーで作られた電気で動かすと、水素をわざわざ使わなくてもエネルギー供給ができます。ですので、そこは水素社会ということもちょっと前に経産省が旗を振って「9都県市で水素社会」とか言い始めた。この背景にはトヨタがいて、トヨタがMIRAIを出した頃です。それで経産省が水素だと言い始めたのですが、そのあとでトヨタ自体もプラグインハイブリッドだと言い始めて、MIRAIがなかなか売れない。水素供給インフラが追いつかないというわけです。ちょっと壁にぶつかっている。そのあとでこのカーボンニュートラルの話が出てきて、経産省がアンモニアだと言い始めた。ベースは再生可能エネルギー転換なので、そこをどう表現すればいいのかを考えていきたい。基本目標2で新しく追加された部分の文言について気になるところがありましたので、お話ししました。この点、事務局はいかがですか。

事務局

会長から御指摘いただきましたとおり、脱炭素に向けてという視野が重要になってくると思いますので、将来的には脱炭素に向けたまちづくりの推進という表現の仕方につきましてはまた工夫させていただきたいと思います。先ほど気候変動の適応の関係につきましても御指摘のとおりだと思います。まちづくりに関わる部分だけではないと思っております。この辺りの表現についても考えたいと思います。水素社会の実現につきましても、水素に関して白井市としてどう取り扱うかを事務局内で調整した上でこの方向で扱うのか、それとも再生可能エネルギーの一部として扱っていくのかを検討したいと思います。

会長

資料6に地区意見交換会の開催報告がありますが、私のほうでワークショップの進行をさせていただきました。意見が589件出てきておりまして、その整理を今やっています。今日は整理したものをお見せしたかったのですが、間に合わなかつたので整理され次第、皆さんとも共有させていただきたいと思います。先週、白井中の1年生2年生対象で同じようなワークショップをさせていただきました。こちらも560件意見が出ております。中学校は白井中だけですが、1年生2年生が全員参加でやったワークショップの結果も同じようにまとめておりまして、まとまり次第、両方のものを全部の意見が見られる形で皆さんにも共有させていただきます。

委員

資料2で16ページ以降の赤い四角で囲んだ部分、これを今後検討していくことになるでしょうが、2年の間でこれをやるのにどれぐらいのスパンで審議会を開催していくのかを事務局にお尋ねしたいです。

- 会長 今後の審議会の開催計画を資料1に基づいてご説明してください。
- 事務局 審議会のスケジュールについては、今骨子案についてお諮りしていますが、7月に骨子案を作つて、内部の検討委員会と策定委員会で素案について会議をやつたあとに、1回目の素案について環境審議会を9月に開催する予定です。またそこで審議会で意見を出してもらって、10月に素案について内部の担当者会議をやって、11月に各課等長級で構成されている内部の策定委員会に出したあとに、環境審議会で2回目の素案を議題とさせていただきます。令和3年12月にパブリックコメント、令和4年1月にもう1度環境審議会を開きまして、問題なければ答申。令和4年3月に計画完成という流れになります。
- 会長 そうすると審議会自体は9月、11月、1月という予定ですね。7月に骨子案を作成して中で検討を始めるということですが、今回出た意見と、骨子について見ないとわからないというところもありますので、可能な限り早めに審議会の委員にも骨子案を読んでいただく時間を作つて、9月の審議会に向かうようにしていただければと思います。
- 事務局 わかりました。
- 会長 今回あまり議論が出ませんでしたが、環境の将来像「良好な環境を未来につなぐ持続可能なまち」という当たり障りのないものが出ていますが、これについていかがですか。
- 委員 再生可能エネルギーとあるのですが、何に当てて再生可能エネルギーと言っているのか。また、その再生可能エネルギーをどのように使おうとしているのか。発電にするのであれば、法律的な問題、お金のかかる問題とかいろいろあると思います。その辺の言葉的には「再生可能エネルギーの有効活用」とかあるのですが、実際どういう形で使おうとしているのか、どういうものを使おうとしているのかというのが、わかるのかな。
- 会長 白井市の中で利用可能な再生可能エネルギーというと限られます。太陽光、太陽熱、太陽光系はありますし、あとは若干のバイオマスです。バイオマス発電所もありますので、そういうものは使えますね。あとは、地中熱はどこでも使えると思います。地中熱というのは地熱ではなくて温度差です。15mほど掘ると年間通じて15度という安定的な温度が得られるので、夏は冷房、冬は暖房の一助になる。これは省エネ技術です。そのぐらいですね。風力は使えないだろうし、水力も水は流れていますが、もしも水道施設で減圧のプロセスがあるようなものがあればそこに発電をかませることは、幕張みたいにできるかもしれません、それがこちらにあるかどうかはわからないです。一般的の水の流れだと高低差がそんなにないですから発電はできないと思います。
- 委員 例えばいろいろな形で発電するシステムを作つたとしますよね。その発電したものをどのように使っていけるのか。一般家庭で使えるのか、それとも会社関係ですか。
- 会長 今のところ太陽光で発電した場合、とりあえず売電のシステムはありますよね。固定価格買取制度は今後、電気料金連動でちょっと高く買っていくような形の制度

に変わっていきます。そういう形で買ってもらうことはできます。あとは、最終的には自家消費です。電気料金並みに買取価格が下がっていけば、自家消費になる。そちらのほうが安いからということです。そこまで持っていくのが固定価格買取制度等の行政の役割です。そこがいつ頃に電気料金並みになるかはまだ見えていません。

委員 白井市の場合は雑種地というのかな、空いている土地がありますよね。そういうところとか農家さんの土地を活用させていただけるとか、まだまだ伸び率はあるのかなと感じます。

会長 駐車場の上は日が照っていると車が暑くなるので陰があったほうがいいわけですね。駐車場とかは100%遮光率があるような形でも構わない。農地の場合はソーラーシェアリング、若干の陰があっても作物は育つということがあります。そういう若干の陰の部分で発電をするというやり方はあります。

委員 送電線の自由化というところが緩和されるといいのかな。

会長 でも、田舎に比べると、ここは電力系統でこれ以上作ってくれるなというところよりは、ちゃんと送電網はあるのではないか。離島とかは置いたって使えないというところがたくさんありますので。

委員 非常に期待するところかと思います。

委員 自家発電したものをいかに貯めるか、蓄電ですよね。車で貯めるのか、蓄電池で貯めるのか、それがまだはつきりしていない。

会長 おそらく蓄電池をもっと安くして、まず電気自動車の蓄電池、あとは家庭用の据え置きの蓄電池、そういうものでコントロールしていくのではないかと思います。

委員 今の発電の件ですが、これから印西クリーンセンターの改築というか更新になるかと思います。その中で新しい施設はみんな焼却場の発電設備を当然設けると思います。電気の自己託送制度があるということで、クリーンセンターの発電を例えれば白井市が使うような方法はできるのでしょうか。脱炭素の一翼を担えるかどうか。

会長 自治体で自ら電力会社を運営するようなところもありますので、自分たちで作ったメガソーラーとかで公共施設に供給するという自治体電力をやっているところも実際にありますので、いかようにでもそこは知恵と工夫ができると思います。小売りもできるので、群馬県の中之条町とかは初めはメガソーラーを自分たちで作って公共施設に供給し、そのあと電力自由化になったので中之条パワーと名前を変えて小売りもやっています。そういう自治体もあります。そこはいろいろなやり方がありますし、お金の集め方もいろいろ、知恵と工夫です。

事務局 確認です。事務局から最初に御説明したのですが、この骨子案につきまして行政経営戦略会議に諮らなければいけないのです。先ほど資料3についての施策の方向で、例えば低炭素から脱炭素、水素社会、あとまちづくりについて指摘を受けたのですが、その左側、環境の将来像「良好な環境を未来につなぐ持続可能なまち」はこのままで良いですかということ。それと、1から5まである基本目標については特に指摘はなかったと思っているのですが、ここはこのままで良いですかということ

と。あと、このＳＤＧｓの関係についてはもちろんもっと細かくやっていければいろいろなところが関連していくのですが、ここは今後広域的な考え方を取り入れて調整をしたいと考えます。行政経営戦略会議が7月15日にあります。そこで諮詢がないと計画のスケジュールがずれ込んでいってしまうので。

会長 そこでここをみんな固めてしまうと、文章を見てやっぱりここをくっつけたほうがいいのではないかということが当然出てくると思います。文章もまだ見えていない段階で、ここだけ固めてくださいというのはなかなか難しい。行政経営戦略会議には留保付きで御報告をいただくということにならざるを得ない。まだ中身を見ていないので、この分け方だったらこれをくっつけたほうがいいとか、ここは分けたほうがいいとかということが当然出てくると思います。そこはそういうものとして一旦諮詢していただくということにならざるを得ないですね。そうはいっても将来の環境像はこの案が出ているのですが、どうですかね。このあたりはお題目なので、対案と言ってもなかなか難しいですけども。

委員 この「持続可能なまち」というのはサステイナブルから来ているとさっきおっしゃった。今、環境審議会で環境に関してお話をしているながら、最終的に「持続可能な」というのは、この下に書いてあるように環境だけではなくて社会、経済も含めてこの白井市が持続するような将来像ということですよということですか。

会長 これはもともとの環境基本法で持続するのは社会だと書いてありますから。

委員 それを環境の面から私たちは審議するということですね。

委員 「生活環境」の中に入ってもよろしいかと思うのですが、白井市は割と食べ物とかに興味があるかと思うのですが、食の安全とかそういうものは特に入らなくていいのかな。

会長 食の安全自体が環境基本計画の体系の中心に入るような話ではないとは思いますが、入れようするとこの「健康・快適な環境の保全」になりますけども。食品の安全性となると加工されているものなので、そこはちょっと体系としては別の体系になるかと思います。ただ、化学物質の管理となると環境の中で扱ってきているところでもありますので、そこは視点を変えて書けるとは思います。有害化学物質をどう管理するのかは環境行政としてやってきているところではありますので。

この資料3のレベルで他に何か、今言っておきたいことがありましたら出していくだければ。特に環境の将来像、白井らしいかというとどこでも使えるキャッチフレーズで、白井らしくはないですね。でも、何が悪いかというと悪くはないなと思います。これで市民にどうPRするかというと一工夫が必要だと思います。何か市民に刺さるようなものではないんですけどね。

委員 この「持続可能なまち」が引っ掛かるのです。では、逆に持続可能ではないまちとは何か。消滅していくまちですか。

会長 白井市は人口的にはそんなに下がらないです。

委員 資料3ですが、市民代表としてから言いますと、ちょっとスケールが大きすぎて我々はどうすればいいのということがまだ見えてこないで、ここにもう1項目ぐら

い作って、ざっくり「こんなことができますよ」的なことがあると先が見えやすいのではないかと思います。

会長 今回の資料はそれがなくて方向だけで出てきているので。

委員 そうですね、スケールが大きくて、はあ、そうなんですかぐらいしかないので。

会長 次回は文章が付いてくる、ギャップがちょっと大きいので。できれば、この表題についても文章を見た上で微調整があり得るということで行政経営戦略会議にも報告をしていただければと思います。時間が迫ってきていますが、今回の議題1で特に資料3のレベルの内容について、中身を見て使えるところは若干保留しながら、概ねこういう方向で進めていただければということで了解をいただいたということでおろしいでしょうか。

それでは、今日の議題はすべて終了しました。事務局から報告事項等がありましたら御報告をお願いします。

事務局 報告事項については特にありません。あとで該当する方に審議会が終わりましたらお話しさせていただきますので、よろしくお願いします。

会長 報告事項は特にないということです。他に事務局から何かござりますか。

事務局 ありません。

会長 それでは、以上で令和3年度第1回白井市環境審議会を閉会いたします。進行に御協力いただきありがとうございました。